

		課長		課長補佐		主任・係長		審査者		検算		設計者	
--	--	----	--	------	--	-------	--	-----	--	----	--	-----	--

令和 8 年 度 網木処理区機能強化対策実施設計業務委託 (MHP) 当初 設計書													
工 事 番 号							施 工 地						
R08阿下委 第 1 5 号							新潟県東蒲原郡阿賀町 網木 地内						
		実 施 ・ 元					変 更						
設 計 額													
契 約 額													
(内消費税額)		(円)					(円)						
工 事 ・ 履 行 日 数		工事日数 日間					日間 (付与日数 日間)						
		又は 完成期限 令和 9 年 3 月 16 日					完成期限 令和 年 月 日						
実 施 (元) 設計概要		機能強化実施設計 中継ポンプ N = 6 箇所					変 更 設計概要						
阿 賀 町													

総括情報表

事業名 設計書名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用基準日 諸経費体系	阿賀町下水道事業 綱木処理区機能強化対策実施設計業務委託(MHP) 実施単価 津川① 8.07.20(0) 農林水産省補助事業 農業集落排水施設標準積算指針（令和8年度改訂版）	
	当 世 代	前 世 代
工種区分 施工地域区分 前払率 契約保証に係る保証 労務単価の補正率 小型車補正	下水道 0% 金銭的保証 0%:補正なし	

[illegible]

委 託 費 内 訳 表

費 目	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務原価							
直接原価							
直接人件費							
	資料収集・整理		式	1.0			第 1 号 明細書 (見積
	現地調査		式	1.0			第 2 号 明細書 (見積
	中継ポンプ設計	2次製品	式	1.0			第 3 号 明細書
	報告書作成		式	1.0			第 4 号 明細書
	設計協議		式	1.0			第 5 号 明細書
間接原価							
	その他原価	$\alpha = 35\%$	式	1.0			直接人件費計の $\alpha / (1 - \alpha)$
一般管理費等							
	一般管理費等	$\beta = 35\%$	式	1.0			業務原価計の $\beta / (1 - \beta)$ 以内
計							

第 1 号 資料収集・整理

	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	労務費(図工)	補正 係数		人件費	労務費	摘 要
資料収集・整理					0.50	0.50			1.00				
計		0.00	0.00	0.00	0.50	0.50	0.00						
金額													
										直接人件費			
										労務費			
										計			
										1式当たり			

第 2 号

現地踏査

	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	労務費(図工)	補正 係数		人件費	労務費	摘 要
現地踏査			0.50	0.50					1.00				
計		0.00	0.50	0.50	0.00	0.00	0.00						
金額													
直接人件費													
労務費													
計													
1式当たり													

第 3 号 中継ポンプ設計(2次製品)

	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	労務費(図工)	補正 係数		人件費	労務費	摘 要
設計計画			0.10	0.10	0.20				2.81				
各種計算				0.20	0.30	0.30	0.20		2.81				
設計図作成			0.10	0.40	1.40	1.20	1.40		2.81				
数量計算				0.20	0.30	0.30	0.20		2.81				
点検照査取りまとめ			0.20						2.81				
計		0.00	0.40	0.90	2.20	1.80	1.80						
金額													
箇所数(N): 6 箇所 直接人件費													
箇所数補正: $\alpha = N^{0.777}$ 4.02 労務費													
補正係数: 箇所数補正*0.7 2.81 計													
※標準設計済みのため 1式当たり													

第 4 号

報告書作成

	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	労務費(図工)	補正 係数		人件費	労務費	摘 要
報告書作成			0.50	0.50	1.00	1.00	0.50		1.00				
計		0.00	0.50	0.50	1.00	1.00	0.50						
金額													
										直接人件費			
										労務費			
										計			
										1式当たり			

第 5 号

設計協議

	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	労務費(図工)	補正 係数		人件費	労務費	摘 要
初回			0.50	0.50					1.00				
中間(2回)				0.50	0.50				2.00				
最終			0.50	0.50					1.00				
計		0.00	1.00	1.50	0.50	0.00	0.00						
金額													
										直接人件費			
										労務費			
										計			
										1式当たり			

令和 8 年度

阿賀町下水道事業（農業集落排水事業）

綱木処理区能強化対策実施設計業務委託(MHP)

特記仕様書

阿賀町 上下水道課 下水道係

網木処理区 機能強化対策実施設計業務委託(MHP) 特記仕様書

項 目	内 容									
第 1 条 総 則 (適用範囲)										
第1-1条	本仕様書は「綱木処理区機能強化対策実施設計業務委託(MHP)」に適用する。 本仕様書に規定されていない事項については、「委託契約書」及び「新潟県 農地部 調査・測量・設計業務共通仕様書」によるほか、関係法令、関係 仕様書に基づき履行しなければならない。									
(目 的)										
第1-2条	団体営農業集落排水事業により、綱木地区で造成した農業集落排水施設が、 築造から23年を経過した。経年変化により老朽化が著しいことから、 中継ポンプを機能強化するため、詳細設計を委託するものである。									
(場 所)										
第1-3条	この業務は、東蒲原郡阿賀町 綱木 地内で、別途位置図に示すとおりである。									
(現地立入)										
第1-4条	調査のための現地立入に当たっては、監督員および関係者に連絡を取り、 円滑に作業が実施できるよう努めることとする。また処理場内調査においては 維持管理業者と適宜連絡調整を行うこととする。									
(管理技術者)										
第1-5条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術 以管理士外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次の通りである。 <table><tr><td>資 格</td><td>技術部門</td><td>選択科目</td></tr><tr><td>技術士</td><td>農業</td><td>農業土木</td></tr><tr><td>RCCM</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	農業	農業土木	RCCM	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目								
技術士	農業	農業土木								
RCCM	農業土木									
(担当技術者)										
第1-6条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。									
第 2 条 作業条件 (適用する図書)										
第2-1条	設計基本事項に関しては、「農業集落排水施設標準積算指針」を優先して 適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。									
(貸与する資料)										
第2-2条	貸与する資料は以下の通りとし、不足の場合は別途監督職員と協議する。 - 令和7年度綱木処理区機能強化対策実施設計報告書 - 処理場及び中継ポンプの完成図書 - 集落排水施設維持管理及び保守点検の情報 - 平成30年度農業集落排水施設機能診断業務委託報告書 - 綱木処理区維持管理適正化計画 - 綱木処理区機能強化計画									

綱木処理区 機能強化対策実施設計業務委託 (MHP) 特記仕様書																							
項 目		内 容																					
(作業条件)																							
第2-3条		作業における条件は次の通りである。 (1) 基本条件 設計にあたり、基本的な考え方を監督職員と打合せの上、着手すること。 (2) その他の条件 対策工法の選定においては、安全性、施工性及び経済性等を考慮し、適切な対策工法を樹立すること。																					
(参考図書及び貸与資料の取扱い)																							
第2-4条		第2-1条、第2-2条及び共通仕様書第2-3条、第2-4条に示す、参考図書及び貸与資料等の取扱いは、次の通りとする。 (1) 参考図書及び資料の記載事項で相互の矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査に一括返納しなければならない。																					
第3条 作業内容																							
(作業項目及び数量)																							
第3-1条		本業務における作業項目は、別紙作業項目表の通りである。																					
(作業の留意点)																							
第3-2条		第2-1条、第2-2条及び共通仕様書第2-3条、第2-4条に示す参考図書、貸与並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示する。																					
第4条 打 合 せ																							
(配置人員)																							
第4-1条		共通仕様書第1-10条による打合せについては、次の配置人員で行うものとする（1回の打合せは半日程度_0.5）。 <table><tr><td></td><td>主任技師</td><td>技師 (A)</td><td>技師 (B)</td></tr><tr><td>初回</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.0</td></tr><tr><td>中間</td><td>0.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr><tr><td>最終</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.0</td></tr><tr><td>計 (4回)</td><td>1.0</td><td>2.0</td><td>1.0</td></tr></table>			主任技師	技師 (A)	技師 (B)	初回	0.5	0.5	0.0	中間	0.0	1.0	1.0	最終	0.5	0.5	0.0	計 (4回)	1.0	2.0	1.0
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)																				
初回	0.5	0.5	0.0																				
中間	0.0	1.0	1.0																				
最終	0.5	0.5	0.0																				
計 (4回)	1.0	2.0	1.0																				
(打合せの時期)																							
第4-2条		打合せは以下の時期を基準とし、監督職員と協議し調整するものとする。 ・ 第 1 回 作業開始前 ・ 第 2 回 中間報告時または調整協議 ・ 第 3 回 中間報告時または調整協議 ・ 第 4 回 点検取りまとめ前																					

綱木処理区 機能強化対策実施設計業務委託 (MHP) 特記仕様書

項 目	内 容												
第5条 成 果 品													
(成果品の提出)													
第5-1条	成果品を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1 業務完了報告書（成果簿） 1 式 2 図面 出力図 2 部（製本） 1 部（A3縮小版） データ（DWG, DXF, PDF 2 2規格） 1 式 3 調書 調書 2 部（製本） 原本(Excelデータ) 1 式												
(報告書作成)													
第5-2条	共通仕様書第1-17条の業務完了報告書については、次の配置人員で行うものとする。 <table><tr><td></td><td>主任技師</td><td>技師(A)</td><td>技師(B)</td><td>技師(C)</td><td>技術員</td></tr><tr><td>人 役</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.5</td></tr></table>		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	人 役	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員								
人 役	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5								
(成果品の提出先)													
第5-3条	成果品の提出先は、次の通りとする。 東蒲原郡阿賀町津川580 阿賀町役場 上下水道課 下水道係												
第6条 契約変更													
第6-1条	業務内容、打合せ回数等の変更が生じた場合は、両者協議の上、契約の変更ができる。なお、軽微な変更については両者協議の上、変更しない場合がある。												
第7条 定めなき事項													
第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項、又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。												

作業項目及び作業内容一覧表

No. 1

[illegible]